

他法令の許可等

関係法令	規制の内容	担当課
都市計画法	都市計画区域内において、1ha以上の墓地を造成しようとする場合は、開発行為の許可を受ける。	建築指導課
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内に墓地を造成しようとする場合は、許可を受ける。	建築指導課
森林法	(1) 保安林の区域内に墓地を造成しようとする場合は、農林水産大臣又は知事の保安林指定の解除を受ける。 (2) 地域森林計画の対象民有林の区域内で1haを越える墓地を造成しようとする場合は、知事の開発行為の許可を受ける。 (3) 地域森林計画の対象民有林の区域内で1ha以下の墓地を造成しようとする	農林振興課
国土利用計画法	(1) 規制区域内の場合、土地に関する権利の移転等をしようとするときは、知事の許可を受ける。 (2) 規制区域外の場合において、市街化区域2,000㎡以上、その他都市計画区域5,000㎡以上、その他の区域10,000㎡以上の土地に関する権利の移転等をするときには届出を要す。	用地課
農地法	農地に墓地等を造成しようとする場合は、農林水産大臣又は知事の農地転用の許可を受ける。	農業委員会
農業振興地域の整備に関する法律	農用区域内に墓地等を造成しようとする場合は、農用区域内の除外手続が必	農林振興課
自然公園法	(1) 国立公園又は国定公園の特別区域、特別保護区域に墓地等を造成しようとする場合は、環境省長官又は知事の許可を受ける。 (2) 国立公園又は国定公園の普通地域内に墓地等を造成しようとする場合は、知事に届け出る。	
建築基準法	(1) 建築物の建築等に関する確認が必要な場合は、建築確認を受ける。 (2) 火葬場を新設変更しようとする場合は、第51条(卸売市場等のように供する特殊建築物の位置)の規定により、建築一の規制を受ける。	建築指導課
文化財保護法	(1) 周囲の埋蔵文化財法包蔵地内に墓地等を造成しようとする場合は、文化庁長官に届け出る。 (発掘に着手する60日前) (2) 史跡、名称、天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官の許可を受ける。	文化財課
岩国市景観条例	重点地区等に該当する場合は届出が必	景観整備課

※ 以上は一般的な例示であるため、他の法律で許可が必要となる場合もあります。